令和７年４月

御担当者　様

法務省民事局民事第二課

「住所等変更登記の義務化」に関するポスター及びフライヤーの送付について

平素より民事法務行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

所有者不明土地の主要な発生原因の一つである住所等変更登記の未了への対策として、令和８年４月から住所等変更登記が義務化されます。

住所等変更登記の義務化は、幅広い国民に大きな影響を及ぼすものであることから、法務省・法務局では、国民の皆様にこの制度を知っていただくため、周知広報活動に取り組んでいるところですが、今般、ポスター及びフライヤーを作成しましたので、送付いたします。

つきましては、多くの方に御覧いただけるように、待合室や広報スペースに備え付けていただくなど、周知広報活動に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

連絡先
法務省民事局民事第二課（担当：小谷・城寶）
〒100-8977　東京都千代田区霞が関 1-1-1
TEL 03-3580-4111（代表）

法人も!

不動産の所有者の方へ

住所・名前の変更登記が義務化されます

令和8年4月1日から



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

POINT 1 住所・名前の変更の日から2年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります

POINT 2 義務化前の変更も対象!

※義務化前に住所・名前に変更があった場合は、
令和10年3月末までに登記する必要があります



「シラナカッタヌキ」

POINT 3 スマート変更登記でらくらく安心!

※かんたん・無料の手続をしておけば、その後は法務局で住所・名前の変更登記をします

スマート変更登記のご利用方法は裏面をご覧ください

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ
住所等変更登記 検索

スマート変更登記のご利用方法

個人の方　検索用情報の申出をするだけ！

詳しくはこちら（法務省HP）

① 令和7年4月21日より前に不動産の所有者として登記されている場合

Webブラウザでかんたんにできます

所有者の
●現在の氏名 ●氏名ふりがな
●住所 ●生年月日
●メールアドレス
を法務局に申し出る

② 令和7年4月21日以降に不動産の所有者として登記する場合

登記の申請書に
●新たに所有者となった方の氏名
●氏名ふりがな ●住所 ●生年月日
●メールアドレス
を記載して申請する

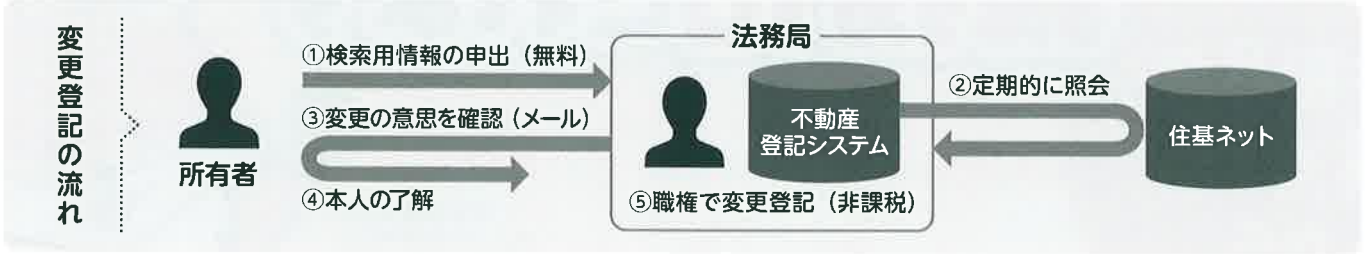

法人の方　会社法人等番号の申出をするだけ！

詳しくはこちら（法務省HP）

① 令和6年4月1日より前に不動産の所有者として登記されている場合

オンラインでかんたんにできます

所有者の
●会社法人等番号
を法務局に申し出る

② 令和6年4月1日以降に不動産の所有者として登記する場合

登記の申請書に
●新たに所有者となった方の名称 ●住所
●会社法人等番号
を記載して申請する



日本国外に居住している方や会社法人等番号のない法人は、スマート変更登記をご利用できないため、
住所・名前に変更があった場合には、「住所等変更登記の申請」をする必要があります。

住所・名前の変更登記について知りたいときは



全国の法務局では、手続案内（予約制）を行っています

各法務局の案内についてはこちらから

ウェブ登記手続案内についてはこちらから

専門家（司法書士、弁護士）に相談したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ

日本弁護士連合会のホームページ